

(仮称) 銚子市男女共同参画計画（第3次）策定方針

1 銚子市男女共同参画計画の経過

本市では、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として、平成20年3月に初めて計画を策定。以降男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできた。

《基本理念》 女性も男性も、一人ひとりが尊重され
その個性と能力を發揮できる社会の形成

第1次計画期間 平成20年度～24年度 5年間

第2次計画期間 平成25年度～29年度 5年間

2 計画見直しの考え方

(1) 計画の期間

計画の期間を平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

(2) 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に基づく基本計画
- ③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく推進計画

3 市民意向の反映

(1) 計画推進委員会

計画推進委員会を開催し、市民及び各団体推薦の委員等に意見を求める。

(2) 市民意識の把握

- ・市民意識調査（平成28年度に実施済）
- ・子育て広場等での意見聴取
- ・企業等との意見交換会 を行い、市民ニーズを的確に把握する。

(3) パブリックコメント

計画案について、広報やホームページなどで広く情報提供を行いながら、市民の意見・提言を計画に反映させる。

4 スケジュール

別紙のとおり